

岡山県公報		発行 岡山県	
目次		担当課（室）	
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新	【告示】	地域医療推進課	
○ 令和八年度における保安林内の立木伐採を皆伐にすることができる面積の限度の公表		治山課	
【公告】			
○ 一般競争入札の実施		産業振興課	
〃		〃	
○ 土地改良区役員の退任及び就任届		耕地課	
〃		〃	
○ 土地改良区の定款変更の認可		〃	
〃		〃	
○ 落札者等の決定		教育委員会	
【海区漁業調整委員会】			
○ 水産動植物の採捕の禁止の指示		海区漁業調整委員	
〃		〃	
〃		〃	
〃		〃	
〃		〃	
〃		〃	

目次	担当課（室）

◎岡山県告示第三百七十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和八年九月一日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

津山薬局 河辺店

津山市河辺一〇三九―一

令和八年九月一日

日の出薬局 イオンモール倉敷店

倉敷市水江一

令和八年九月一日

あんず薬局

総社市小寺九九八―四

令和八年九月一日

訪問看護ステーションライブラー

倉敷市沖新町一四―四

ロイヤルガーデンB一〇二

令和八年九月一日

◎岡山県告示第三百八十号

令和八年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁並びに各市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

令和八年九月一日

岡山県知事 伊原 隆 太

「四〇二」政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和八年九月一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 購入等件名

岡山県工業技術センターで使用する電気の調達

(2) 仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期間

令和8年12月 1 日から令和11年11月30日まで

(4) 納入場所及び予定数量

施設名	所在地	納入期間における 使用予定電力量
岡山県工業技術センター	岡山市北区芳賀5301番地	9,390,000kWh

(5) 入札方法

入札に当たっては、入札説明書に示す方法に従って計算した、3年間の参考総価金額をもって、入札金額とすることとし、消費税額及び地方消費税の額を含めない金額を入札金額とすること。

(6) その他

(4)の使用予定電力量は、令和7年4月から令和8年3月までの使用実績等に基づき算定した3年分の使用予定電力量であり、天候等により変動する。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和8年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和8年岡山県告示第31号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更正手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業の登

録を受けている者であること。

(7) 二酸化炭素排出係数（調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの又は各電気事業者がその環境報告書で公表したもの）適用）、未利用エネルギーの活用及び再生可能エネルギーの導入並びに省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組及び地域における再エネの創出・利用の取組に関し、入札説明書で示す入札参加条件を満たしている者であること。

(8) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班

電話 (086) 226-7538

(2) 申請期限

令和8年9月25日（金）午後5時

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒701-1296 岡山市北区芳賀5301番地

岡山県工業技術センター総務課総務班

電話 (086) 286-9600

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和8年9月1日（火）から同月30日（水）まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、岡山県工業技術センターのホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/site/kougi/>）からダウンロードすることもできる。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付（以下「郵送等」という。）によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和8年10月20日（火）午前10時

ただし、郵送等による場合にあっては、令和8年10月19日（月）午後5時を受領期限とする。

イ 場所

岡山市北区芳賀5301番地

岡山県工業技術センター 技術交流室

ただし、郵送等による場合にあっては、(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあっては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札説明書で指定する添付書類を令和 8 年 9 月 30 日（水）午後 5 時までに、4（1）の場所に提出（郵送等によるものを含む。）しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和 61 年岡山県規則第 8 号）第 131 条及び第 133 条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第 153 条及び第 155 条の規定による。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第 140 条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

(6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第 137 条第 1 項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約における特約事項

当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、県は、この契約を解除することができるものとする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased :

Electricity for Industrial Technology Center of Okayama Prefecture
9, 390, 000 kWh

(2) Delivery period :

From 1 st December, 2026 through 30th November, 2029

(3) Delivery place :

Industrial Technology Center of Okayama Prefecture
5301 Haga, Kita-ku, Okayama-shi

(4) Time limit for tender :

10:00 A.M. 20th October, 2026 (by mail 5:00 P.M. 19th October, 2026)

(5) Contact point for the notice :

General Affairs Division, Industrial Technology Center of Okayama
Prefecture
5301 Haga, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 701-1296, Japan
TEL 086-286-9600 (direct dial)

〔四〇三〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和八年九月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 調達内容

- (1) 借入件名及び数量
走査電子顕微鏡 一式
- (2) 仕様等
入札説明書及び規格仕様書による。
- (3) 借入期間
令和9年3月1日から令和14年2月29日まで
- (4) 借入場所
岡山市北区芳賀5301番地
岡山県工業技術センター
- (5) 入札方法

入札金額は、1月当たりの単価（本件借入れに係る物件を5年間借り受けるものとして算定したリース料総額の60分の1に相当する額）を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和8年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和8年岡山県告示第31号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであり、物品の売買、修理等に係る営業種目表の大分類が「9その他」、小分類が「12 レンタル・リース類」であるものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を物品の売買、修理等に関して受けている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県出納局用度課管理班
電話 (086) 226-7538

(2) 申請期限

令和8年10月6日(火) 午後5時

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒701-1296 岡山市北区芳賀5301番地
岡山県工業技術センター総務課総務班
電話 (086) 286-9600
FAX (086) 286-9630

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和8年9月1日(火) から同年10月6日(火) まで(岡山県の休日を含める
条例(平成元年岡山県条例第2号) 第1条第1項に規定する県の休日を除く。)
の午前9時から午後5時まで

イ 交付方法

(1) の場所にて交付する。

また、岡山県工業技術センターのホームページ(<https://www.pref.okayama.jp/site/kougi/>) からダウンロードすることもできる。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付(以下「郵送等」という。)によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和8年10月14日(水) 午後1時30分
ただし、郵送等による場合にあつては、令和8年10月13日(火) 午後5時を受
領期限とする。

イ 場所

岡山市北区芳賀5301番地
岡山県工業技術センター 技術交流室
ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を4(4)の期限までに提出する以外に、一般競争入札参加申出書及び入札説明書で指定する必要書類を令和8年10月6日(火) 午後5時までに、4(1)の場所に持参又は郵送等により提出しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

6 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。
- (3) 契約保証金
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。
- (4) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

7 Summary

- (1) Name and quantity of the products to be leased :
Scanning Electron Microscope, 1 Set
- (2) Lease period :
From 1st March, 2027 through 29th February, 2032
- (3) Lease place :
Industrial Technology Center of Okayama Prefecture
5301 Haga, Kita-ku, Okayama-shi
- (4) Time limit for tender :
5:00 P.M. 13th October, 2026
- (5) Contact Point for the notice :
Industrial Technology Center of Okayama Prefecture, General affairs
Division General affairs Section
5301 Haga, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 701-1296, Japan
TEL 086-286-9600

〔四〇五〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があった。
令和八年九月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称			二 退任及び就任役員			住 所	理事 の別											
追分池土地改良区			退任役員															
氏 名			就任役員															
瀬島 和博	北 祐治	北 祐治	真庭市下河内七五〇―二	津山市中北上一二〇三	真庭市上河内三九七	中河内一六四―四	下河内五六―一	津山市坪井下一七九三	坪井上一三四一	真庭市上河内四〇〇	津山市中北上一〇七―二	南方中一〇三一―四	真庭市中河内一二〇九―二	下河内一一一五―五	青木 一史	瀬島 和博	森 建二	西尾 一朗
理 事	理 事	理 事	理 事	理 事	理 事	理 事	理 事	理 事	理 事	理 事	理 事	理 事	理 事	理 事	理 事	理 事	理 事	理 事

令和8年9月1日 岡山県公報 第12833号

〔四〇六〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、
土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和八年九月一日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 土地改良区の名称

勝英土地改良区

二 認可年月日

令和八年八月二十四日

令和8年9月1日 岡山県公報 第12833号

〔四〇七〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和八年九月一日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 土地改良区の名称

那岐池土地改良区

二 認可年月日

令和八年八月二十四日

〔四〇八〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和八年九月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 落札物品の名称及び数量

令和八年度岡山県立高等学校岡山地区空調設備リース業務

六校九十二教室の空調設備一式

二 借入期間

令和九年三月一日から令和十九年二月二十八日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県教育庁財務課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

令和八年七月二十四日

五 落札者の名称及び所在地

株式会社エネルギア・ソリューション・アンド・サービス

広島県広島市中区大手町三丁目七番五号

六 落札金額

四二一、八七二、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額三八、三五二、〇〇〇円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

令和八年六月五日

◎岡山海区漁業調整委員会指示令和八年度第一号の一

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定により、小規模増殖場内の水産動植物の繁殖保護を図るため、水産動植物の採捕の禁止について、次のとおり指示する。

令和八年九月一日

岡山海区漁業調整委員会
会 長 井 本 瀧 雄

一 禁止する水産動植物の種類

全ての種類

二 禁止する漁法

全ての漁法

三 禁止区域

瀬戸内市牛窓町鹿忍西脇地先のうち、次に掲げる点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ四直線によって囲まれた区域

点ア 蓬崎灯台から真方位二二一度 六三〇メートルの点

点イ 点アから真方位二五四度三〇分 三〇〇メートルの点

点ウ 点イから真方位三四四度三〇分 一〇〇メートルの点

点エ 点アから真方位三四四度三〇分 一〇〇メートルの点

四 適用除外

この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について当委員会に届け出た者が行う試験研究等については、適用しない。

五 指示の有効期間

令和九年一月一日から令和十三年十二月三十一日まで

◎岡山海区漁業調整委員会指示令和八年度第一号の二

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定により、小規模増殖場内の水産動植物の繁殖保護を図るため、水産動植物の採捕の禁止について、次のとおり指示する。

令和八年九月一日

岡山海区漁業調整委員会
会 長 井 本 瀧 雄

一 禁止する水産動植物の種類

全ての種類

二 禁止する漁法

全ての漁法

三 禁止区域

玉野市出崎丸山地先のうち、次に掲げる点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ四直線によって囲まれた区域

点ア 玉野市出崎丸山東端から真方位八五度 二〇メートルの点

点イ 玉野市出崎丸山東端から真方位八五度 一四〇メートルの点

点ウ 玉野市出崎明神東端から真方位五〇度 三〇〇メートルの点

点エ 玉野市出崎明神東端から真方位五〇度 一八〇メートルの点

四 適用除外

この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について当委員会に届け出た者が行う試験研究等については、適用しない。

五 指示の有効期間

令和九年一月一日から令和十三年十二月三十一日まで

◎岡山海区漁業調整委員会指示令和八年度第一号の三

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定により、小規模増殖場内の水産動植物の繁殖保護を図るため、水産動植物の採捕の禁止について、次のとおり指示する。

令和八年九月一日

岡山海区漁業調整委員会
会 長 井 本 瀧 雄

一 禁止する水産動植物の種類

全ての種類

二 禁止する漁法

全ての漁法

三 禁止区域

玉野市深井町湯ノ浦地先のうち、次に掲げる点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ四直線によって囲まれた区域

点ア 玉野市深井町犬戾鼻から真方位二三八度 四〇〇メートルの点

点イ 点アから真方位二三八度 二〇〇メートルの点

点ウ 点イから真方位三二八度 一五〇メートルの点

点エ 点アから真方位三二八度 一五〇メートルの点

四 適用除外

この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について当委員会に届け出た者が行う試験研究等については、適用しない。

五 指示の有効期間

令和九年一月一日から令和十三年十二月三十一日まで

◎岡山海区漁業調整委員会指示令和八年度第一号の四

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定により、小規模増殖場内の水産動植物の繁殖保護を図るため、水産動植物の採捕の禁止について、次のとおり指示する。

令和八年九月一日

岡山海区漁業調整委員会
会 長 井 本 瀧 雄

一 禁止する水産動植物の種類
全ての種類

二 禁止する漁法
全ての漁法

三 禁止区域

倉敷市下津井釜島地先のうち、次に掲げる点ア、点イ、点ウ及び点エの各点を順次結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点ア 点イから真方位七四度の線と最大高潮時海岸線との交点

点イ 北緯三四度二五分一二秒、東経一三三四度四九分四二秒の点

点ウ 点イから真方位一五七度 二七〇メートルの点

点エ 点ウから真方位六七度の線と最大高潮時海岸線との交点

四 適用除外

この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について当委員会に届け出た者が行う試験研究等については、適用しない。

五 指示の有効期間

令和九年一月一日から令和十三年十二月三十一日まで

◎岡山海区漁業調整委員会指示令和八年度第一号の五

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定により、小規模増殖場内の水産動植物の繁殖保護を図るため、水産動植物の採捕の禁止について、次のとおり指示する。

令和八年九月一日

岡山海区漁業調整委員会
会 長 井 本 瀧 雄

一 禁止する水産動植物の種類
全ての種類

二 禁止する漁法
全ての漁法

三 禁止区域

笠岡市北木島町矢櫃地先のうち、次に掲げる点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ四直線によって囲まれた区域

点ア 笠岡市北木島町一二九四二の二番地に設置した標識（以下「点A」という。）

と岡市北木島町一三三一二の一番地に設置した標識（以下「点B」という。）

とを結んだ線上で点Bから三五〇メートルの点

点イ 点Aと点Bとを結んだ線上で点Bから五〇メートルの点

点ウ 点イから真方位四二度 一〇〇メートルの点

点エ 点アから真方位四二度 一〇〇メートルの点

四 適用除外

この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について当委員会に届け出た者が行う試験研究等については、適用しない。

五 指示の有効期間

令和九年一月一日から令和十三年十二月三十一日まで

◎岡山海区漁業調整委員会指示令和八年度第一号の六

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定により、小規模増殖場内の水産動植物の繁殖保護を図るため、水産動植物の採捕の禁止について、次のとおり指示する。

令和八年九月一日

岡山海区漁業調整委員会
会 長 井 本 瀧 雄

一 禁止する水産動植物の種類
全ての種類

二 禁止する漁法
全ての漁法

三 禁止区域

岡山市東区犬島地先のうち、次に掲げる点ア、点イ、点ウ、点エ、点オの各点を順次結んだ四直線と犬島海水浴場西防波堤護岸とによって囲まれた区域

点ア 岡山市東区犬島海水浴場西防波堤突端

点イ 点アから真方位一七八度 四〇メートルの点

点ウ 点イから真方位二六七度 三〇〇メートルの点

点エ 点ウから真方位三五七度 一〇〇メートルの点

点オ 点エから真方位八七度見通し線と犬島海水浴場西防波堤護岸との交点

四 適用除外

この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について当委員会に届け出た者が行う試験研究等については、適用しない。

五 指示の有効期間

令和九年一月一日から令和十三年十二月三十一日まで